

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第45号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和44年四日市市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)</u></p> <p><u>第28条 平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額(条例の規定による年金たる補償並びに第17条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金(以下この項において「年金たる補償等」という。)にあっては、条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月(同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。)にそれぞれ支払われた額の合</u></p>	

計額)は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。

(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額)

(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額)

(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として市長が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に、同号に掲げる額が支給された日を基準として市長が定める率を乗

<u>じて得た額</u>	
2 <u>前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。</u>	
別表第1（第2条の2関係）	別表第1（第2条の2関係）
1から6まで（略）	1から6まで（略）
7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病	7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
(1)から(10)まで（略）	(1)から(10)まで（略）
<u>(11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこ</u>	
<u>うがん</u>	
<u>(12)</u> （略）	<u>(11)</u> （略）
<u>(13)</u> （略）	<u>(12)</u> （略）
<u>(14)</u> （略）	<u>(13)</u> （略）
<u>(15)</u> （略）	<u>(14)</u> （略）
<u>(16)</u> (1)から <u>(15)</u> までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病	<u>(15)</u> (1)から <u>(14)</u> までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
8から10まで（略）	8から10まで（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第28条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（総務部人事課）